

事務連絡
令和3年4月9日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン等の配送車両に係る駐車規制からの除外等
について

新型コロナワクチン及び新型コロナワクチンを接種する際に使用する注射針、シリンジ等(以下「ワクチン等」という。)の輸送については迅速な対応が求められる一方、移送先の連携型接種施設/サテライト型接種施設に駐車場がない場合には、当該施設付近の道路に駐車の上、ワクチン等を運び込まざるを得ない状況も想定されるところです。

そこで、基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設へワクチン等を運搬する車両に係る駐車規制からの除外又は駐車許可(以下「駐車規制からの除外等」という。)の申請については下記のとおりのお取り扱いとしますので、別添の警察庁からの依頼も踏まえ、貴管下の市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、警察庁と協議済みです。

記

1 申請方法

ワクチン等を運搬する主体において、配送先の連携型接種施設/サテライト型接種施設を管轄する都道府県警察本部交通部駐車規制からの除外等を担当する部署(以下単に「都道府県警察」という。)に対して、下記2の申請書類を提出すること。

必要に応じて、都道府県衛生担当部局と都道府県警察との間で当該申請に係る申請先、申請書類について事前に調整をすること。

2 申請書類

- (1) 駐車規制からの除外等の申請書(都道府県警察に問い合わせて入手すること)
- (2) 配送に使用する車両の自動車検査証の写し
- (3) 別記様式(ワクチン等の配送車両であることを疎明する書類として)

3 留意事項

- (1) 本事務連絡に基づく駐車規制からの除外等は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に必要な最小限度のものに留められる旨留意すること。
- (2) 上記2(3)別記様式は、統一的な書類により、当該申請に係る車両が、ワクチン等の輸送のために利用されることを証明し、もって申請手続きの迅速化を図るものであることから、配送元の基本型接種施設又は配送先の連携型接種施設/サテライト型接種施設を管轄する市町村又は当該市町村の公衆衛生部局名で作成すること。